

第36号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第十一号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月文京区規則第 号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続きこの規則の適用を受ける場合における当該職員はその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第一に定める日数を加えたものとする。

第十四条第一項ただし書中「いう。」の下に「第十五条を除き、」を加える。

第十四条の二に次の一項を加える。

3 第十三条第三項に規定する職員であつて、この規則の適用を受けることから育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第二の二に定める日数を加えたものとする。

第十五条第一項中「年次有給休暇は」の下に「、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は」を加え、「のとおり」を「に定める日数」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、

又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第三に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。第十五条に次の四項を加える。

3 前二項又は次項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、二十日とする。

4 第一項又は第二項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日前であつて、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

一 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 二十日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数

二 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 二十日

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前一年の間に使用しなかった日数があるときは、二十日を限度に当該応当日等の日以後一年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前一年に

おける勤務実績（第一項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して一年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第十四条第四項の規定を準用する。第三十二条の二の次に次の一条を加える。

第三十二条の三 委員会は、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 四十五時間

二 一年 三百六十時間

2 委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 百時間未満

二 一年 七百二十時間

三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間 八十時間

四 一年のうち一月において四十五時間を超えて業務を行う月数 六月

3 前二項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

別記様式第二号中「(ロ)イ」を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第十二条（略） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月文京区規則第 号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続きいてこの規則の適用を受ける場合における当該職員はその年度の年次有給休暇の日数は、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用する事ができる日数のうちその年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなった月に応じ、別表第一に定める日数を加えたものとする。</u></p> <p>（年次有給休暇の繰越し）</p> <p>第十四条 条例第十五条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第十五条を除き、以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）</p>	<p>第一条～第十二条（略） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（年次有給休暇の繰越し）</p> <p>第十四条 条例第十五条第一項及び第二項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、二十日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（育児短時間勤務職員等に関する年次有給休暇の特例）</p>

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第十三条第三項に規定する職員であって、この規則の適用を受けることとなる日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第二の二に定める日数を加えたものとする。

第十四条の三～第十四条の五 (略)

(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)

第十五条 条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第三に定める日数とする。

2 前項又は本項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とし、又は任用期間が更新されたときの任用期間の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

第十四条の二 (略)

2 (略)

(新設)

第十四条の三～第十四条の五 (略)

(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)

第十五条 条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第三のとおりとする。

2 前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合において、繰り越さない。



(新設)

3 前二項又は次項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に充当する日（充当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、二十日とする。

(新設)

4 第一項又は第二項の規定による年次有給休暇を付与された後、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日前であつて、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

- 一 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点  
二十日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数
- 二 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 二十日

(新設)

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前一年の間に使用しなかつた日数があるときは、二十日を限度に当該応当日等の日以後一年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日

前一年における勤務実績(第一項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して一年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。)が八割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第十四条第四項の規定を準用する。

(新設)

第十六条～第三十二条の二 (略)

第十六条～第三十二条の二 (略)

(業務量の適切な管理等)

(新設)

第三十二条の三 委員会は、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条の指針に規定する在校等時間という。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一月 四十五時間

二 一年 三百六十時間

2 委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限

<p>の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一月 百時間未満</p> <p>二 一年 七百二十時間</p> <p>三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において一月当たりの平均時間 八十時間</p> <p>四 一年のうち一月において四十五時間を超えて業務を行う月数 六 月</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>付 則 (令和二年三月 日文教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>別表第一～別表第四 (略)</p> <p>別記様式第 1 号 (略)</p> <p>別記様式第 2 号 (第 5 条関係) (別紙 1)</p> <p>別記様式第 2 号の 2～別記様式第 11 号 (略)</p>	<p>第三十三条 (略)</p> <p>別表第一～別表第四 (略)</p> <p>別記様式第 1 号 (略)</p> <p>別記様式第 2 号 (第 5 条関係) (別紙 2)</p> <p>別記様式第 2 号の 2～別記様式第 11 号 (略)</p>
---	---







別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

週 休 日 の 振 替 命 令 簿

命 令 年 月 日	命 令 権 者 印	従 事 職 員		勤 務 の 内 容	週 休 日		100 分 の 25 の 支 給	職 員 印	出 勤 簿 整 理
					区 立 幼 稚 園				
					職 氏 名	振 替 前			
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		
..					時 分 から 時 分 まで ( 時間 )	時 分 から 時 分 まで ( 時間 分 )	有・無		

(日本工業規格 A 列 4 番)

